

一般廃棄物収集運搬業許可申請の手引き

岡崎市環境部廃棄物対策課

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL : 0564-23-6875・6876

FAX : 0564-23-6536

mail : haikibutsu@city.okazaki.lg.jp

目 次

1	許可申請手続きについて……………	1
2	審査基準……………	1
3	一般廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表……………	2 - 3
4	許可申請書記入例……………	4 - 22

1 許可申請手続きについて

事前準備

- 申請書を2部準備していただきます（添付書類等含む。）。
提出用 … 各種証明書類等の原本（交付されたそのもの）を添付
申請者様控え … 各種申請書等の原本のコピーで可
- ※ 申請の際には申請書2部ともお持ちいただきます。

許可申請

一般廃棄物収集運搬業許可申請書提出

- 受付については、**完全予約制**ですので**事前に御連絡ください**。
環境部廃棄物対策課（福祉会館5階） TEL：0564-23-6875・6876
- ※ 郵送での受付は行っておりません。
- 申請受付時に許可申請手数料（¥10,000）の納入通知書を発行しますので、手数料を現金でお持ちください。市役所東庁舎3階の岡崎市役所指定金融機関（岡崎信用金庫）派出所にて納入を行い、領収書を提示していただきます。
- ※ 受付と審査を明確に区分しておりますので、受付時は法定添付書類等の有無や申請書の主要箇所の確認のみを行います。
- ※ 提出書類に不備がないよう十分に御注意ください。

書類審査及び現地審査

- 受付時において別段の修正等がない場合であっても、その後の審査の状況によっては、修正や書類の差換えなどお願いする場合があります。
- 必要に応じて、主たる事務所、駐車場等の現地審査を行う場合があります。

許可

- 審査等を行い、許可基準等に適合する場合は、許可証を交付します。
- ※ 適合しない場合は、不許可となります。不許可の場合は、書面にて通知します。なお、不許可の場合、許可申請手数料は返還いたしません。

2 審査基準

申請書等の審査については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則、その他関係法令並びに本市の定める基準に適合しているかの確認を書類及び必要に応じて実地調査により行います。

注 意

岡崎市においては、一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施していくため、平成28年度から、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないこととしております。

3 一般廃棄物収集運搬業許可申請添付書類一覧表

No	添 付 書 類		要否
1	事業計画の概要を記載した書類	(様式第2号の1)	△
		(様式第2号の2)	●
		(様式第2号の3)	△
2	車両等に関する書類	① 車両の写真（ナンバー等が読み取れるもの）又は構造図	△
		② 車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項。他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。）	△
		③ 運搬容器を使用する場合は、写真又は構造図	△
3	事務所、駐車場、洗車場所及び作業場に関する書類	① 事務所、駐車場、洗車場所付近の見取図	△
		② 事務所、駐車場、洗車場所付近の概況がわかる写真	△
		③ 事務所、駐車場の土地、建物に関する登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し ※他人の土地、建物を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付 【注3参照】	△
4	直前2年の一般廃棄物収集運搬業取扱実績報告書（様式第9号の1、様式第9号の2）		●
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第3号）		●
6	金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		△
7	法人	直前2年の各事業年度における①貸借対照表、②損益計算書※、③株主資本等変動計算書及び④個別注記表 ※ 損益計算書中に、販売費及び一般管理費、売上原価又は製造原価などが一式計上されている場合、その内訳書を含む。	●
		直前2年の各事業年度の法人税の納税証明書（その1納税額等証明用） 【注3参照】	●
		岡崎市の市税及び事務所が位置する市町村の市町村税の滞納がないことを証する書類 ※ 添付できない場合はその理由書（任意様式） 【注3、注5参照】	●
		直前2年の各事業年度の確定申告書の写し（①別表1(1)、②別表2及び③別表4） ※ 別表2については、直前年度分のみ ※ 修正確定申告している場合、修正確定申告書の写しを含む。 ※ 更正決定通知を受けている場合、当該通知書の写しを含む。	●
	個人	資産に関する調書（様式第4号）及びその内容を証する書類※ ※ 金融機関が発行する残高証明書（原本）、市町村が発行する固定資産税評価額証明書等（原本）、直前期の所得税青色申告決算書（貸借対照表）など	●
		直前2年の各事業年度の所得税の納税証明書（その1納税額証明用） ※ 添付できない場合はその理由書（任意様式）及び源泉徴収票の写し等 【注3参照】	●
		岡崎市の市税及び事務所が位置する市町村の市町村税の滞納がないことを証する書類 ※ 添付できない場合はその理由書（任意様式） 【注3、注5参照】	●
		直前2年の各事業年度の確定申告書の写し（1面） ※ 修正確定申告している場合、修正確定申告書の写しを含む。 ※ 更正決定通知を受けている場合、当該通知書の写しを含む。	●

No	添 付 書 類		要否
8	法	定款 （内容に変更が生じている場合には、その決定に係る議事録を含む。）又は寄付行為 ※ 原本と相違ない旨を日付とともに記載し、原本証明をしてください。	●
	人	法人に関する 登記事項証明書 （旧：商業登記簿） 【注3参照】	●
9	法	次に掲げる者の、 住民票の写し （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。） ① 廃棄物処理法第7条第5項第4号ヌに規定する役員 ② 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者※ ③ 廃棄物処理法施行令第4条の7に規定する使用人 ※ 株主又は出資者が法人の場合は法人に関する登記事項証明書（旧：商業登記簿） 【注3、注4参照】	●
	個人	次に掲げる者の、 住民票の写し （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。） ① 申請者 ② 廃棄物処理法施行令第4条の7に規定する使用人 ③ （申請者が未成年の場合）廃棄物処理法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人 ※ 法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。） 【注3、注4参照】	
10	誓約書（ 様式第5号 ）		●
11	申告書（ 様式第6号 ）		●
12	承諾書（ 様式第7号 ）		●
13	申立書（ 様式第8号 ）		●

注1) ●…必ず添付が必要なもの △…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

注2) 申請書は2部作成願います。ただし1部については、コピーで構いません。

注3) 各種登記事項証明書、各税に係る「納税証明書」及び「住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。）」は、公的機関から発行された原本、かつ発行日から概ね3カ月以内のものを準備願います。

注4) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますので御注意願います。

注5) 平成28年4月1日から、「市町村税の納税証明書（納税額及び納税済額がわかるもの）」が「滞納がないことを証する書類」に変更されていますので御注意願います。

4 許可申請書記入例

様式第1号

日付は受付の際に記入していただきます。空欄でお持ち願います。

(第1面)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

〒 444-8601

(申請者) 住 所 愛知県岡崎市十王町△丁目□番地

法人の場合は登記事項証明書の内容どおりに、個人の場合は住民票の内容どおり記載してください。

氏 名 ○○ 株式会社

代表取締役 岡崎 翔太

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 0564 (23) 6875

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

「ごみ」、「し尿」、「浄化槽汚泥」の別を記載してください。

収 集 運 搬 を す る
一 般 廃 棄 物 の 種 類

ごみ

事務所

愛知県岡崎市十王町△丁目□番地

電話番号 0564-23-6875

所在地等は県名から記載をお願いいたします。
※政令指定都市等を除く。

事務所、駐車場及び
洗車場所の所在地

駐車場

すべての土地(筆)を記載してください。

愛知県岡崎市朝日町◇丁目×番

洗車場所

収集運搬車両の洗車場所を記載してください。

愛知県岡崎市朝日町◇丁目×番

収集運搬をする区域

岡崎市内、額田郡幸田町内

事業の用に供する
施設の種類及び数量

車両○○台

幸田町の一般廃棄物収集運搬業許可を有する場合は、「幸田町」の内容についても記載願います。

容器を使用する場合には、その種類及び個数も記載してください。

行政書士等が代行して提出する場合は、職印の押印とともに、氏名等を記載してください。

愛知県岡崎市朝日町3丁目2番地
行政書士 ○○ ○○
TEL 0564-23-6876
FAX 0564-23-6536

書 行 政

岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可に関する内容も記載してください。

(第2面)

既に処理業の許可(他の市区町村のもの及び都道府県市の産業廃棄物処理業を含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	市区町村・都道府県名		許 可 番 号	
	岡崎市		第 10×××号 (一般廃棄物収集運搬業)	
	幸田町		▽▽▽▽号 (一般廃棄物収集運搬業) ○年○月○日 申請中	
	愛知県		第 02300987654 号 (産業廃棄物収集運搬業)	
	愛知県		第 02320987654 号 (産業廃棄物処分業)	
申請者				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
()				
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	住 所			
(まるまる) 〇〇 株式会社	愛知県岡崎市十王町△丁目□番地			
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
()				
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	住 所			
()				
役員 (法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役職名・呼称	住 所		
()				
()				
法第7条第5項第4号ヌに規定する役員 (申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役職名・呼称	住 所		
(おかざき しょうた) 岡崎 翔太	S 2 0 . 1 . 1 代表取締役	愛知県岡崎市十王町△丁目□番地 同 上		
(おかざき たろう) 岡崎 太郎	S 3 0 . 2 . 2 取締役	愛知県岡崎市十王町×丁目◇番地 愛知県岡崎市十王町×丁目◇番地 1		
(おかざき あい) 岡崎 愛	S 3 1 . 3 . 3 取締役	愛知県岡崎市十王町○丁目×番地 愛知県岡崎市十王町○丁目×番地 2		
(おかざき はなこ) 岡崎 花子	S 4 0 . 4 . 4 監査役	愛知県岡崎市十王町△丁目□番地 同 上		
()				
()				

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	1000 株		出 資 の 額	1000 万 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
(おかざき しょうた) 岡崎 翔太	S 2 0 . 1 . 1	500 株	愛知県岡崎市十王町△丁目□番地	
		50%	同 上	
(おかざき さくら) 岡崎 桜	S 4 5 . 5 . 5	300 株	愛知県岡崎市十王町○丁目×番地	
		30%	愛知県岡崎市十王町○丁目×番地 2	
()	—	150 株	—	
		15%	愛知県岡崎市若宮町△丁目□番地	
住民票、登記事項証明書の内容どおり記載してください。 例) 二丁目9番地(2-9等省略は不可)			他に5%以上株式を保有する者なし。	
()			95%に満たない場合は、「他に5%以上株式を保有する者なし。」と記載願います。	
()				
()				

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
() 該当なし		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		

使用人がいない場合は「該当なし」と記載願います。使用人である場合には、その内容を証する書類(任意様式)を作成、添付願います。

備考 1 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載し切れないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

使用人証明書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

〒
(申請者) 住 所.....
氏 名.....

.....
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電 話.....(.....)

下記の者は、使用人であって、次に掲げるものの代表者であることを証明します。

(次のいずれかに☑をつけること。)

☐ 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

☐ 1に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

1 氏名

2 事業場の名称

3 職名

様式第2号の1

事業計画の概要を記載した書類				
1. 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等				
	一般廃棄物の 具体的な内容 (雑古紙、厨芥類、剪定枝等)	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
			主な予定排出事業場の名 称及び所在地	岡崎市一般廃棄物処理施 設以外の施設で処理する 場合その施設の名称及び 所在地
1	厨芥類	8 m³/月	△△ 株式会社 愛知県岡崎市□□町×番地	
2	主な排出事業者に関する内容を、少なくとも「1件」記載してください。			
3				
4				
5				
6				
7				

注) 1 取り扱う一般廃棄物の内容ごとに記載すること。

2 他市町村へ運搬予定がある場合は、全ての排出事業者について記載すること。

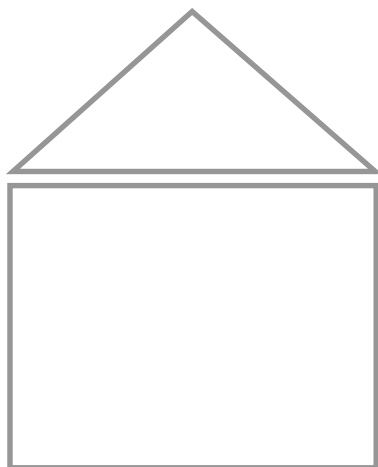
様式第2号の2

2. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	脱着装置付コ ンテナ専用車	三河800 あ 00-00	4,000	〇〇 株式会社	既
2	キャブオー バ	三河100 か 00-00	3,750	×× 有限会社	既
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
(2) その他の運搬施設の概要					

注) 記載し切れないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

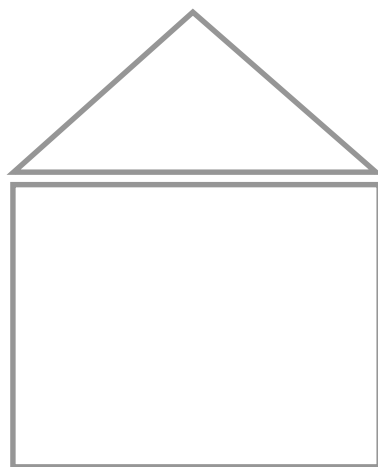
運搬車両の写真

前面写真



氏名又は名称、ナンバーが読み取れるように撮影すること

側面写真



氏名又は名称、ナンバーが読み取れるように撮影すること

様式第2号の3

3. 収集運搬業務の具体的な内容（収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・ 収集運搬を行う時間 8時～15時

・ 休業日 日曜、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）

4. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際して講ずる措置

塵芥車にあつては、走行中は悪臭防止のため、必ずスライドカバーを閉める。

コンテナ車にあつては、飛散防止のため、荷台にシート掛けを行う。

(2) 運搬車両の洗車（洗車の方法、洗車に伴い発生する汚水の処理等を具体的に示すこと。）

自社洗車設備で行う場合（例）

自社洗車設備にて行う。

洗車により発生する汚水は、集積枡、油水分離施設を経由した後に放流される。

ガソリンスタンド等で行う場合（例）

〇〇（ガソリンスタンド名）にて行う。

洗車により発生する汚水は、汚水処理設備を経由した後に放流される

従業員数の内訳

○ 年 △月 ×日現在

役 員	政令で第4条の7に 定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
4	0	2	2	運転手兼務 (2)	0	8
人	人	人	人	人	人	人

備考 用紙の大きさは、標準規格A列4とする。

様式第1号第2面、第3面に記載した内容と整合を図ってください。

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

搬入施設名 岡崎市中心クリーンセンター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項の規定に基づく帳簿内容は以下のとおりです。

現に有する許可の許可年月を含む期間としてください（平成27年4月1日許可の場合は、平成27年4月を含めるものとします。）。

平成27年 4月 ～ 平成28年 3月分 実績の有無 （有 ・ 無 ）

注）現に有する許可の許可年月から申請月の前々月までの実績を含めること。

収集運搬年月	排出事業者若しくは契約事業者数	運搬数量（t）
平成27年4月	50社	24.80
平成27年5月	50社	24.50
平成27年6月	50社	24.50
平成27年7月	50社	25.50
平成27年8月	50社	26.05
平成27年9月	50社	24.80
平成27年10月	50社	24.00
平成27年11月	50社	24.20
平成27年12月	50社	25.20
平成28年1月	50社	24.00
平成28年2月	50社	24.50
平成28年3月	50社	24.60

合 計 296.65 t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

搬入施設名 岡崎市中心クリーンセンター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 15 項の規定に基づく帳簿内容は以下のとおりです。
申請月の前々月を含む期間としてください（申請が平成 29 年 1 月の場合は、平成 28 年 11 月の実績を含めるものとします。）。

平成 28 年 4 月 ～ 平成 28 年 12 月分 実績の有無（有・無）

注）現に有する許可の許可年月から申請月の前々月までの実績を含めること。

収集運搬年月	排出事業者若しくは契約事業者数	運搬数量（t）
平成 28 年 4 月	52 社	25. 50
平成 28 年 5 月	52 社	26. 05
平成 28 年 6 月	52 社	26. 20
平成 28 年 7 月	52 社	26. 30
平成 28 年 8 月	52 社	25. 80
平成 28 年 9 月	52 社	25. 50
平成 28 年 10 月	52 社	25. 05
平成 28 年 11 月	52 社	25. 85
平成 28 年 12 月	52 社	25. 60

合 計 231. 85 t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第8号の1（市処理施設への搬入実績）については、実績がなくても提出してください。

様式第9号の1（市処理施設への搬入実績）

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

搬入施設名 岡崎市八帖クリーンセンター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項の規定に基づく帳簿内容は以下のとおりです。

平成 27年 4月 ～ 平成 28年 12月分 実績の有無 （ 有 ・ **無** ）

注）現に有する許可の許可年月から申請月の前々月までの実績を含めること。

収集運搬年月	排出事業者若しくは契約事業者数	運搬数量（t）

合 計 t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号の2（その他施設に搬入実績がある場合）

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

搬入施設名 _____

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項の規定に基づく帳簿内容は以下のとおりです。

_____ 年 月 ～ _____ 年 月分

注）現に有する許可の許可年月から申請月の前々月までの実績を含めること。

収集運搬年月	排出事業者若しくは契約事業者数	運搬数量（t）

合 計 _____ t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

岡崎市一般廃棄物収集運搬業以外の事業を兼業している場合には、他事業部門も含めて記入してください。
 なお、申請するにあたり、新たに資金を必要としない場合には、「既存の施設を使用するため、新たな資金を必要としない。」と記載された箇所にチェックを入れてください。

様式第 3 号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

※ 以下のいずれかにチェックをし、必要事項を記入すること。

☐ 既存の施設を使用するため、新たな資金を必要としない。

☒ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は以下のとおり。

事業の開始に要する資金の総額		1, 500, 000 + 200, 000/年 円
内 訳	土地	(賃借) 30, 000 円/年 円
	事務所	(賃借) 100, 000 円/年 円
	駐車場	円
	収集運搬車両	(1 台購入) 1, 500, 000 円
		(1 台賃借) 70, 000 円/年 円
調 達 方 法	自己資金	500, 000 円
	借入金	1, 000, 000 円
	(借入先名)	
	岡崎銀行	1, 000, 000 円 (返済方法については別紙のとおり)
	その他	円
	増資	円
	売上高	28, 000, 000 円/年

- 備考 1 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

申請者が個人の場合のみ添付してください（法人の場合は不要です）。

様式第4号

資 産 に 関 す る 調 書			年 月 日現在
資産の種別	内容	数量	価格、金額（円）
現金預金	普通預金		500,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅		6,550,000
建物	自宅		12,450,000
備品			
車両		2台	7,500,000
その他			
資 産 計			27,000,000
負債の種別	内容	数量	価格、金額（円）
長期借入金			5,000,000
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			5,000,000

記載した金額を証明する書類も併せて添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号

日付は受付の際に記入していただきます。空欄でお持ち願います。

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

〒 444-8601

(申請者) 住 所 愛知県岡崎市十王町△丁目□番地

氏 名 ○○ 株式会社

代表取締役 岡崎 翔太

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 0564(23)6875

誓 約 書

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であることを誓約します。また、岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書で規定する排除措置の対象となる法人等に該当しないことを誓約します。

万一、該当していた場合には、一般廃棄物収集運搬業許可申請の不許可または一般廃棄物収集運搬業許可の取り消し等、いかなる処分にも応じます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

日付は受付の際に記入していただきます。空欄でお持ち願います。

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

〒 444-8601

(申請者) 住 所 愛知県岡崎市十王町△丁目□番地

氏 名 ○○ 株式会社

代表取締役 岡崎 翔太

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電 話 0564(23)6875

申 告 書

私は、一般廃棄物処理業を行うにあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同法施行令及び同法施行規則並びに「岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び同規則及びその他関係法令等を遵守することはもちろんのこと、下記事項についても信義に従い誠実に履行いたします。

万一、不履行の場合には、一般廃棄物処理業の停止または取り消し等、いかなる処分にも応じます。

記

- 1 岡崎市の定める一般廃棄物処理計画に基づき、取り扱う一般廃棄物については、常に生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬いたします。
- 2 他市区町村の一般廃棄物については、市に届けることなく、岡崎市内のいかなる場所、施設にも搬入いたしません。
- 3 収集運搬及び処理施設への搬入については、市の指示及び指導に従います。
- 4 排出事業者とトラブルが生じた場合は、自ら誠意を持って解決いたします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

日付は受付の際に記入していただきます。空欄でお持ち願います。

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

〒 444-8601

(申請者) 住 所 愛知県岡崎市十王町△丁目○番地

氏 名 ○○ 株式会社

代表取締役 岡崎 翔太

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 0564 (23) 6875

承 諾 書

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可の審査に必要な範囲で、同条第 5 項第 4 号イから二及びチ並びに岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書で規定する排除措置の対象となる法人等に該当しないことに関して、申請者、法第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員及び使用人並びに同号ルに規定する使用人について、岡崎市長が関係市区町村、関係地方検察庁及び愛知県警察へ照会をすることを承諾いたします。

また、私（法人その他の団体を含む。）に市税の滞納がないことを確認するため、岡崎市長が関係市区町村に照会すること又は岡崎市廃棄物対策課長が税務担当課に照会することを承諾します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

日付は受付の際に記入していただきます。空欄でお持ち願います。

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

〒444-8601
(申請者) 住 所 愛知県岡崎市十王町△丁目○番地
氏 名 ○○ 株式会社
代表取締役 岡崎 翔太
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電 話 0564(23)6875

申 立 書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の2に規定する精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申立てます。なお、上記の者に該当するおそれがあるとして、市から審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出します。

記

岡崎 翔太	
岡崎 太郎	
岡崎 愛	
岡崎 花子	
岡崎 桜	

(法第7条第5項第4号りに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者及び令第4条の7に規定する使用人の氏名を記載してください。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

理由書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

〒
(申請者) 住 所.....
氏 名.....

.....
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電 話.....(.....)

岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 15 年岡崎市規則第 55 号）第 3 条第 3 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付することとされている書類のうち、以下のものについて添付することができません。

(次のいずれかに☑をつけること。)

☐ 決算関係書類 ※法人である場合に限る。

☐ 貸借対照表 (..... 年分)

☐ 損益計算書 (..... 年分)

☐ 株主資本等変動計算書 (..... 年分)

☐ 個別注記表 (..... 年分)

(理由)

☐ 事業を開始して間がないため

☐ その他 (.....)

☐ 納税証明書関係

☐ 法人税（個人にあっては所得税）に係る納税証明書 (..... 年分)

(理由)

☐ 課税がないため

☐ その他 (.....)

☐ 市税に滞納がないことを証する書類 (..... 市分)

(理由)

☐ 課税がないため

☐ 滞納があるため

☐ その他 (.....)

☐ 確定申告書の写し (..... 年分)

(理由)

☐ 事業を開始して間がないため

☐ 給与所得であったため ※源泉徴収票のコピーを添付すること。

☐ その他 (.....)